

モバイルエフカ利用規約

第1条

本規約は、フジのアプリ（以下、「当アプリ」といいます。）利用規約に定める利用者が、本規約第4条に定める会員登録を行い、当アプリで株式会社フジおよび株式会社フジ・カードサービス（以下、「当社」といいます。）が提供するエフカ・ポイントサービスおよびエフカマネー・サービスを利用する場合、または、これらのサービスを同時に利用する場合に適用されます。

第2条(会員資格)

(1) 入会希望者は、モバイルで利用するために必要な機能を備える端末機器（以下、本規約において、スマートフォンなどを総称して「端末機器」といいます。）に当アプリをインストールし、当アプリ利用規約に同意いただくことが必要です。

(2) 端末機器でエフカ・ポイントサービスおよびエフカマネー・サービスを利用する会員（以下、「会員」といいます。）とは、本規約を承諾の上、原則として当アプリからの入会希望者本人により、本規約第4条に定める方法で会員登録を行った方のうち、当社が入会を承認したお客様をいいます。

第3条(定義)

本規約において使用する用語の定義は次の通りに定めます。

(1) 「エフカ・ポイントサービス」とは、「エフカ・ポイントサービス利用特約」に定めるサービスをいいます。

(2) 「エフカマネー・サービス」とは、「エフカマネー・サービス利用特約」に定めるサービスをいいます。

(3) 「提携カード」とは、当社と提携する他社が発行するカードで、エフカ・ポイントサービスおよびエフカマネー・サービスを搭載したものをいいます。

(4) 「ポイントカード」とは、エフカ・ポイントカード会員規約に基づき当社が発行し、会員が使用・保管、管理するカードをいいます。また、提携カードも含みます。

(5) 「モバイルエフカ」とは、端末機器にインストールした当アプリの所定画面（以下、「カード画面」といいます。）において、店頭読み取り用のバーコードを表示した状態をいいます。

(6) 「電子マネー」とは、エフカマネー・サービスにおいてモバイルエフカを通じて記録される金銭的価値を証するものをいいます。

(7) 「ポイント残高」とはエフカ・ポイントサービスにおいて会員が利用可能なポイント、「電子マネー残高」とはエフカマネー・サービスにおいて会員が利用可能な電子マネーの金額をいいます。また、単に「残高」と記載のあるものはポイント残高および電子マネー残高を指します。

(8) 「ポイントカード番号」とは、エフカ・ポイントサービスおよびエフカマネー・サービスを利用するため、カードに記載された一意の14桁の番号をいいます。また、アプリ入会の場合は、会員登録後に所定の画面に提示されます。

(9) 「PIN 番号」とは、ポイントカード裏面記載の4桁の番号をいいます。また、アプリ入会の場合は、会員登録後に所定の画面に提示されます。

(10) 「電話番号認証サービス」とは、利用者の携帯電話番号を使用し、SMS（ショートメッセージサービス）で認証コードを受け取ることができ、モバイルエフカサービスの申込みをしようとするお客様は、当該認証コードを会員登録の際に入力いただく認証手段のことを指します。

第4条(会員登録)

(1) モバイルエフカを利用するお客様は、本規約に同意の上、当社が定める所定の会員登録手続きを行うものとします。

①既にエフカポイントカードまたは提携カードをお持ちの方

お客様のカードを当アプリに連携いただき、会員登録手続きを行います。

②カードが不要な新規会員の方

電話番号認証サービスを利用した後、氏名・生年月日・住所・電話番号等の入会時に必要な個人情報を入力し、会員登録手続きを行います。

③その他

提携カードは、カード発行が前提となります。カード発行無しでは、利用できません。

(2) モバイルエフカにおいてエフカ・ポイントサービスおよびエフカマネー・サービスをより安全に利用いただくために、電話番号認証サービスによる本人認証を行います。

(3) モバイルエフカおよび電話番号認証サービスを利用するために必要な端末機器および備品、通信環境等は、会員自らが用意し、WEB 閲覧やプッシュ通知等に必要な通信料金は会員が負担するものとします。

(4) 会員自らがパスワードを設定していただくと、当社は、ポイントカード番号および PIN 番号を所定の画面にてお知らせし、手続きが完了した時点で、モバイルエフカの利用が可能となります。

第5条(同一ポイントカード番号のエフカポイントカードとモバイルエフカの併用について)

(1)本規約第4条の会員登録を行うと、エフカポイントカード表面記載のポイントカード番号と同一の番号（以下、「同一のポイントカード番号」といいます。）が、当アプリの所定画面に連携されます。

(2)当社は、エフカポイントカードをお持ちの会員の同一のポイントカード番号単位で、ポイント残高および電子マネー残高を管理します。

(3)エフカポイントカードをお持ちの会員は、当アプリの会員情報変更機能を利用し、同一のポイントカード番号単位で、会員情報の変更、または退会手続きを行えます。

第6条(同一ポイントカード番号の提携カードとモバイルエフカの併用について)

(1)本規約第4条の会員登録を行うと、提携カード裏面記載のポイントカード番号と同一の番号（以下、「同一のポイントカード番号」といいます。）が、当アプリの所定画面に連携されます。

(2)当社は、提携カードをお持ちの会員の同一のポイントカード番号単位で、ポイント残高および電子マネー残高を管理します。

(3)提携カードをお持ちの会員は、当アプリの会員情報変更機能を利用できません。会員情報の変更、または退会手続きを行う場合は、遅滞なく発行会社所定の方法により届出るものとします。

(4) 当アプリでは、クレジット機能は利用できないものとします。

第7条(パスワードの管理)

(1) 会員は、善良なる管理者の注意をもってポイントカード番号、PIN 番号およびパスワードを保管、管理するものとします。

(2) 当社は、ポイントカード番号、PIN 番号およびパスワードを使用して行われた行為について、そのボ

イントカード番号の会員の行為とみなします。

(3) 会員によるポイントカード番号と PIN 番号およびパスワードの管理の不徹底または誤用に起因して生じた当該会員の損害について、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(4) 会員は、ポイントカード番号、PIN 番号若しくはパスワードを忘却した場合またはこれらが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに本規約末尾に記載のお客様ご相談窓口にご連絡のうえ、その指示に従うものとします。

第 8 条(機種変更)

会員は、ご自身のモバイルエフカが利用できる端末機器を変更した場合には、新しい端末機器に当アプリをインストールしていただき、以下のいずれかの方法でサービスを引き継ぐことができます。

(1) 会員ご自身のパスワードを入力し、PIN 番号または生年月日を入力する。その後、SMS（ショートメッセージサービス）で認証コードを受け取り、当該認証コードを入力する。

(2) 会員ご自身の携帯電話番号、生年月日およびパスワードを入力する。その後、SMS（ショートメッセージサービス）で認証コードを受け取り、当該認証コードを入力する。

第 9 条(第三者による利用、不正使用等の禁止)

(1) 会員は、本規約の定めに従い、当アプリおよびモバイルエフカに関する情報を使用・保管および管理しなければなりません。

(2) 会員は、モバイルエフカに関するサービスを第三者に利用させることはできません。

(3) 会員は、第三者による利用登録を防止するため、カード画面およびパスワードを第三者に漏洩若しくは使用させ、または、第三者に貸与することは一切してはなりません。

(4) 当社は、第三者によるモバイルエフカに関するサービスの利用について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第 10 条(会員情報の変更)

会員は、氏名・住所・電話番号等の変更があった場合、速やかに当社に届け出るものとします。その際は、当アプリの会員情報変更機能を利用し手続きを行う（ただし、提携カード会員は、会員情報変更機能をご利用できません。）、または、発行会社所定の届出をするものとします。変更の手続きがない場合、または届け出た内容に誤りがある場合は、特典・サービスまたは紛失時の対応を受けられない場合があります。

第 11 条(会員資格の喪失)

(1) 会員は、本規約および「エフカ・ポイントカード会員規約」、「エフカ・ポイントサービス利用特約」、「エフカマネー・サービス利用特約」（以下、これらを総称して「本規約等」といいます。）に違反した場合、ただちに会員資格を喪失するものとします。その場合、それまでに加算されたポイントおよび電子マネーは自動的に失効して消滅します。

(2) 会員が次のいずれかに該当する場合またはその疑いがある場合、当社の判断により、事前の通知を行うことなく、会員資格を取り消すことができるものとします。

① フジのアプリ利用規約 第 4 条（禁止事項）に定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合。

② 「エフカ・ポイントサービス」または「エフカマネー・サービス」の不正使用等を行った場合。

- ③ 申込や変更などの届出の内容が事実と異なる場合（申込時以降、変更があった場合で、届出を行わなかったことにつき合理的な理由がある場合は除く）。
- ④ その他、会員が本規約等に違反した場合。
- ⑤ 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

第12条(退会)

会員は、随時退会できるものとします。退会に際しては、当アプリの退会機能を利用し退会手続きを行う、または、当社所定の届出をするものとします。また、退会をもって会員資格は喪失し、退会時の残高は無効とさせていただきます。なお、エフカポイントカードをあわせて保有されている場合も、当アプリの退会機能を利用した退会をもって会員資格は喪失し、退会時の残高は無効とさせていただきます。ただし、提携カードをあわせて保有されている場合は、当アプリの退会機能を利用できません。発行会社所定の届出をするものとします。

第13条(紛議)

会員が、エフカマネー・サービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・契約不適合・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と利用した店舗等の間で解決するものとします。

第14条(個人情報の収集・利用)

会員および申込者（以下、「会員等」といいます。）は、当社が会員等の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下の各号の通り取扱うことに同意するものとします。

- (1) 申込時および変更届出時に会員等が届出た属性等および当アプリを利用する際の各種取引の情報を当社が収集すること。
- (2) 当社における宣伝物・印刷物の送付、架電、Eメールおよびショートメッセージ（SMS）の送信等の営業案内のために利用すること。ただし、会員の申し出により送付等を中止することができるものとします。
- (3) 前(2)号の業務を行うために必要な範囲に限り、当社および当社の指定する委託先、またはその再委託先に対して、会員に関する情報を預託すること。
- (4) 当社内部における市場調査および商品・サービスの開発・研究のために利用すること。
- (5) 当社が各種法令等により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、または、本人または第三者の生命・身体・財産その他の権利を害するおそれがある場合において、それらが適正と当社が判断した場合に公的機関等に個人情報を提供すること。

第15条(規約の変更)

- (1) 当社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、本規約を変更できるものとします。この場合、当社は、会員に対し、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を事前に周知するものとします。
- (2) 前項の告知は、当該効力発生日の相当期間前までに、当アプリに掲載することにより行うものとします。

第16条(通知の到達)

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛て通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。

第17条(義務の履行と権利の行使)

(1) 「エフカ・ポイントサービス」および「エフカマネー・サービス」に関して、会員に対する権利の行使については、当社が行使できるものとします。

(2) 「エフカ・ポイントサービス」および「エフカマネー・サービス」に関して、会員に対する義務の履行については、原則として、当社が会員に対して履行の責任を負うこととします。

第18条(反社会的勢力の排除)

(1) 会員等は、会員等が、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団員(暴力団の構成員)および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ②暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)
- ③総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
- ④社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
- ⑤特殊知能的暴力集団等(前各号に掲げるもの以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)
- ⑥前各号に掲げる者(以下、「暴力団員等」といいます。)の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者(暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者)
- ⑦その他前各号に準ずる者

(2) 会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 当社は、会員等が本条第(1)項および第(2)項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会員等に対して、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員

等はこれに応じるものとします。

(4) 当社は、会員等が本条第(1)項若しくは第(2)項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込を謝絶、または本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができ、この場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。

(5) 会員等が、本条第(1)項若しくは第(2)項のいずれかに該当した場合、または本条第(1)項若しくは第(2)項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または、本条第(3)項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社との会員契約を継続することが不適切であると当社が認める時には、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。

(6) 前項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下、「損害等」といいます。）が生じた場合には、会員等は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合にも、会員等は、当該損害金等について当社に請求しないものとします。

第19条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、会員と当社の間で解決するものとします。万一訴訟を必要とする場合は、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地、および当社本店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第20条(お問合せ窓口)

本規約に関するお問合せや、各種のご連絡に関しましては、下記窓口とします。

〔お問い合わせ・ご相談窓口〕

株式会社フジ・カードサービス

〒790-0065 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(TEL) 0120-123-452

または、最寄りのフジ各店のサービスカウンターまで。

2025年7月1日改定